

関係各位

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長  
山崎 三七子

令和 8 年度横浜市「主として重症心身障害児を対象とした障害児通所支援事業所」  
整備補助金について（通知）

重症心身障害児等の放課後等の通所先を拡充することを目的とし、主として重症心身障害児を対象とした児童発達支援、放課後等デイサービスが未整備の区に新たに事業所を開設するための整備費補助を実施しますので、通知します。

予算が上限に達した場合は提出期限前でも終了しますので、あらかじめ御了承ください。

1 助成内容

(1) 対象事業所

「主として重症心身障害児を対象とした児童発達支援もしくは放課後等デイサービス」の指定を横浜市から受ける予定の法人であって、令和 7 年 8 月 1 日時点において、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の両方が未整備の栄区・金沢区に事業所を開設する場合を対象とします。

(2) 対象経費

事業所の開設に係る費用が対象となります。

（国内消費税及び地方消費税相当額は対象外です。）

※ 他の公的助成金を受ける場合は、本補助金の対象外となりますので御注意ください。

※ 備品等は対象外です。

※ 年度内に工事が終了しない場合も対象外となります。

(3) 補助金額

1 事業所あたりの補助上限額は以下の通りとなります。

補助対象事業	補助上限額 (1 事業所あたり)
児童発達支援・放課後等デイサービス	225 万円
児童発達支援及び放課後等デイサービスの多機能型事業	225 万円

※ 1 事業所あたり本補助金の交付を受けられる回数は 1 回限りです。

※ 本市予算の範囲内において市長が決定する額となります。

※ 1,000 円未満の端数がある場合は切り捨てます。

裏面あり

#### (4) その他注意事項

- ・補助事業者は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理等する必要があります。
- ・事業所の指定にあたっては通常通りの手続きをしてください。
- ・補助金を活用する場合には工事の契約方法にも規定がございますので、必ず※「民間保育所等工事検査業務マニュアル 令和8年度版」を御確認ください。

※内容が保育所整備に沿ったものになります。一部障害児通所支援事業では不要な項目もございますので御不明な点がございましたらお問い合わせください。

#### 2 申請方法等

- ・提出期限

令和8年6月26日（金）必着（厳守）

- ・提出先

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10（13階）

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

メールアドレス：[kd-syogaijifukuho@city.yokohama.lg.jp](mailto:kd-syogaijifukuho@city.yokohama.lg.jp)

※予算が上限に達した場合は提出期限前でも終了します。

※「3 必要書類」に記載の①～④はメールでの提出で構いません。⑤はマニュアルに記載の方法でご提出ください。

#### 3 必要書類

##### 【申請時】

- ①横浜市民間障害福祉施設建設費補助金交付申請書（第1号様式）
- ②横浜市補助金申請額算出内訳書（別紙1）
- ③事業計画書（別紙2）
- ④第1号様式に記載の添付書類
- ⑤「民間保育所等工事検査業務マニュアル 令和8年度版」の資料-C（3ページ）に記載のもの（補助金対象部分のみ）

※その他必要書類を依頼する場合があります。

##### 【終了報告時（事業実績報告時）】

- ①横浜市民間障害福祉施設建設費補助金実績報告書（第5号様式）
- ②事業費精算書（別紙1）
- ③事業実績報告書（別紙2）
- ④第5号様式に記載の添付書類
- ⑤「民間保育所等工事検査業務マニュアル 令和8年度版」の資料-F（10ページ）に記載のもの（補助金対象部分のみ）

※その他必要書類を依頼する場合があります。

4 申請からお支払いまでの流れ

事業所	横浜市	備 考
① 補助金交付申請書等を提出※		事業所→横浜市
②ヒアリング等（提出書類審査）		
	③補助金交付決定通知又は不交付通知を送付	横浜市→事業所
④契約・着工		事業所
⑤終了報告（事業実績報告）		事業所→横浜市
	⑥工事完了検査	横浜市→事業所
	⑦補助金額確定通知を送付	横浜市→事業所
⑧補助金請求書を提出		事業所→横浜市
	⑨補助金を支払い	横浜市→事業所

※予算が上限に達した場合は終了します。

※①補助金交付申請書の提出前にかかった費用については補助対象となりません。

※令和9年3月31日までに事業完了しなかった場合、補助対象となりません。

※詳細は、横浜市民間障害福祉施設建設費補助金交付要綱、民間保育所等工事検査業務マニュアル 令和8年度版を御確認ください。

<担当>

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電話 045-671-4279 F A X 045-663-2304

メール : kd-syogaijifukuho@city.yokohama.lg.jp